

平成 10 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』（H10-子ども-029）

（主任研究者：庄司順一日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長）

分 担 研 究 報 告 書

柏 女 靈 峰 （淑徳大学社会学部教授）

児 童 相 談 所 に お け る 被 虐 待 児 童 処 遇 の あ り 方 に 関 す る 研 究 （ 1. ）

～専門職員及び関係機関の関わり分析～

分担研究者	淑徳大学	柏女 靈峰
協力研究者	明治学院大学	村田 典子
同	進藤テザンカワ	尾木 まり
同	明治学院大学	松原 康雄
同	淑徳大学	小木曾 宏
同	東海大学	中谷 茂一
同	厚生省児童家庭局	才村 純

[研 究 要 旨]

全国の児童相談所を対象として、平成 9 年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行ったすべての事例を対象に、児童相談所専門職員及び関係機関・施設の関わりの実態について、平成 10 年 10 月～11 月にかけて郵送法による質問紙調査を実施した。有効回収数は 1,245 票、有効 回答率は 93.5%であり、今回は単純 集計の結果及びそこから読みとれる若干の考察を行 った。

単純集計の結果から、児童虐待の事例には多くの労力がかけられていることが明らかになった。また、その労力は、大きく直接援助とネットワーク形成に分けられ、その両方を児童相談所が担わざるを得ない状況であることが明らかとなった。また、直接援助にかかる労力は、保護者の援助への理解の促進に費やす努力も大きな要因であると考えられた。

これらの結果、児童相談所の負担が増大していることが示唆され、児童虐待に対する効果的な援助を行うには、児童相談所の体制、業務の整理・検討もあわせて必要とされることが示唆された。すなわち、児童虐待に対して効果的な援助を行うためには、児童虐待の本質を見据えた「臨床研 究」と、児童相談所、さらには児童福祉実施体制のあり方に迫る「制度研究」の両方が志向されることが必要であることが浮き彫りにされた。

今後は、本年度調査の詳細なクロス分析や所票との照合、代表的事例のさらに詳細な調査や専門職、関係機関・施設の関わりに関するインタビュー調査等を実施することにより、児童虐待の中核的機関である児童相談所における援助の課題とその克服方を検討していくことが必要である。

[目 次]

- A．研究目的
- B．研究方法
- C．研究結果～調査結果の概要～
- D．考察
- E．結語
- 単純集計結果表
- 調査票等

A . 研究目的

児童相談所が対応した被虐待児童に関する相談・通告実件数は、平成2年度の1,101件から平成9年度には5,352件と7年間で4.9倍に激増している。児童相談所は、その対応に、相談・通告実件数以上に多くの時間とエネルギーを費やしていることが指摘されている。これに対応し、行政施策としても、この間、児童虐待ケースマネジメントモデル事業(平成8年度)「子ども虐待防止の手引き」の作成(平成8年度)児童虐待に関する児童福祉法の運用改善通知の発出(平成9年度)児童福祉法改正による児童虐待等処遇困難事例への対応の強化(平成10年度から)「子ども虐待対応の手引き」の作成(平成10年度)等の対策が行われており、児童相談所における被虐待事例に対する対応の強化が求められている現状にある。

しかしながら、児童虐待対応の中心的機関となるべき児童相談所における児童虐待への対応の現状把握は十分ではなく、特に、所内における各種専門職員のチームワーク体制及び警察や家庭裁判所、保健・医療機関等とのネットワーク体制の実情及びその課題の把握はこれまで十分になされていない。このため、地域や関係機関からは児童相談所の対応に不満が多く、また、児童福祉の各般の問題に対応する行政機関である児童相談所としても、児童虐待のみに多大の時間とエネルギーを割くことが困難なため、児童虐待ネットワークの形成がなかなか進展しない現状にある。

そこで、児童相談所が対応した児童虐待事例について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、関係機関との連携の有様を中心に分析し、児童虐待への児童相談所の関わりの実態について明らかにし、その問題点を改善することにより、児童虐待への効果的な処遇システム、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を得ることを目的として、今年度は以下の調査研究を実施することとした。

B . 研究方法

(1) 調査対象

全国174ヶ所(調査日現在)の児童相談所(以下「児相」とする。)を対象に、平成9年度に受理した

児童虐待事例(『養護相談』の中の『虐待』に分類された事例)5,352件のうち、当該年度中に一時保護(委託一時保護のみの事例を除く。)を行った事例すべてを対象に行った。なお、当該年度中に2回以上一時保護を行った場合には、調査時点から最も近い一時保護について回答してもらった。

調査対象事例を一時保護事例に限定したのは、当該事例には処遇困難事例が含まれ、他職種及び多くの関係機関の関わりがみられると想定したためである。

(2) 調査方法

平成10年10月～11月にかけて質問紙による郵送調査を行った。調査内容は、事例の概要、一時保護前の専門職、関係機関の関わり状況、一時保護中の専門職、関係機関の関わり状況、一時保護解除後の状況及び専門職、関係機関の関わり状況、当該事例に対する所内のチーム体制、当該事例の困難度等であった(調査票及び記入要領等については末尾資料参照。)

C . 研究結果～調査結果の概要～

調査票の回収児相数は168ヶ所で、回収率96.8%、回収調査票数は1,331票、そのうち有効回答は1,245票で有効回答率は93.5%であり、郵送法による調査としては回収率が極めて高かった。

なお、今回の調査は、継続研究の1年目であり、しかも、調査が平成10年10月～11月末という時期に行われたため、本来なら考察の前に行うべき有意項目とのクロス集計や、カイ二乗検定による有意差の検定などは行っていない。したがって、今回の考察は単純集計から読みとれる範囲の考察とした。

1. 事例の概要

(1) 虐待の種別

児童が受けた主たる虐待の種別は、「身体的虐待」が45.0%、「不適切な保護・拒否」が41.8%で、「性的虐待」、「心理的虐待」はどちらも6.6%となっている。また虐待が重複する場合の複数回答をみると、「不適切な保護・拒否」が最も多く59.5%、ついで「身体的虐待」が55.0%になっている(表1)。この数値は、厚生省報告例による結果¹⁾とは

やや異なるが、調査対象を一時保護をした事例に限定したことによるものと考えられる。

虐待の種別を性別でみると、男児は女児に比べて「身体的虐待」や「不適切な保護・拒否」が多く、女児は男児に比べて「性的虐待」や「心理的虐待」が多いことがわかる(表2)。また、年齢別でみると、「身体的虐待」は3~5歳が22.0%、6~8歳が21.3%、9~11歳が20.9%、「不適切な保護・拒否」では9~11歳が22.3%、3~5歳が21.9%、6~8歳が21.2%となっており、「身体的虐待」、「不適切な保護・拒否」のどちらも幼児から小学生にかけての比較的年齢の低い層に多い。一方、「性的虐待」は12~14歳が最も多く、全体の50.0%を占め、次いで15歳以上が32.9%となっている。「心理的虐待」は12~14歳が最も多く26.8%、次いで6~8歳で19.5%、9~11歳が18.3%となっており、「性的虐待」や「心理的虐待」は比較的年齢の高い層に多いことがわかる(表3)。なお、児童年齢中、0~2歳児が一定数含まれている点は、今回の調査において対象外とされた「一時保護委託」がなされた事例が混在していることを示唆している。

(2) 同居の家族構成

同居の家族構成は、父親は「実父」と同居している割合が最も多く44.3%、一方で「父なし」の場合も37.5%と多い。母親は「実母」が75.6%と圧倒的に多く、「母なし」は17.4%であった。その他の同居家族では、「実のきょうだい」が61.3%と最も多く、「異父異母きょうだい」は21.9%である(表4)。

家族形態でみると、「ひとり親(母)」が最も多く34.5%、次いで「両親とも実親」が25.1%、「父母のいずれかが実親」が22.3%となっている(表5)。この数値は、一般に指摘されるように、ひとり親世帯の全世帯に占める割合から勘案すると、高いものとなっている。

また、家族の人数は「3人」が26.3%で最も多く、「4人」が25.5%で続いている(表6)。

(3) 児童の通学・通園先

児童の通学・通園先については、「小学校」に通っている児童が最も多く41.3%、次いで「中学校」が21.3%、「保育園」が15.2%となっている(表7)。その他(108名)の記述のなかでは、本来ならば

幼稚園か保育園に通園しているはずの3~5歳の児童の56人が「未就学」であったり、小学校に通う6~11歳の児童のうち12名が「不登校」や「自宅軟禁」等で学校に通学していない状態であった。また、15歳以上で「高校中退」や「無職」等の理由で通学も就職もしていない児童も15名存在している。

2. 一時保護前の状況について

(1) 一時保護前の児相との関わり

一時保護前の児相との関わりについては、「関わりがあった」と答えたのは857ケースで全体の68.8%を占め、「関わりがなかった」と答えたのは388ケースで、31.2%であった(表8)。「関わりがあった」と答えた857ケースのうち、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間をみると、「1ヶ月~3ヶ月」が最も多く24.0%、次いで「3日~14日」が11.8%、「1年以上」が11.3%と続いている(表9)。

初回の通告先に関しては、「教育機関」が最も多く22.3%、次いで「福祉事務所」が18.9%、「警察」10.9%の順になっている。その他、「同居の家族」、「同居不明の家族」、「地域住民」、「非同居の親族」なども比較的多く挙げられている(表10)。

初回通告を受けてからの児相の対応としては、「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」が48.4%と約半数を占め、「見守り、関係機関・施設との連絡調整等」が25.8%、「通告直後に一時保護」を行った割合は24.4%である(表11)。

ここで留意すべき点として、前述の初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間と、「通告直後に一時保護」を行った件数を比較した場合、「通告直後に一時保護」を行ったとしているのが210ケースもあるのに対して、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間を0~2日としたのは48ケースに過ぎなかったという点が挙げられる。この初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間が0~2日であるのは、その多くが身柄付き通告に近い事例と考えられる。この期間と、「通告直後に一時保護」という児相の対応の数の差を考えると、調査票記入段階で、初回の通告相談日と一時保護に関わる通告とが十分区分されなかったための結果であると考えられることができる。

次に、初回通告を受けてからの児相の対応として

多かった「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」の回数をみると、「来所」は「1回」が27.5%で最も多く、平均値は0回を除くと4.1回で、最高値は45回である。「電話」は「5～9回」が19.8%で最も多く、平均値は0回を除くと9.6回、最高値は100回である。「訪問」は「1回」が19.5%で最も多く、平均値は0回を除くと5.4回で、最高値は50回という結果になっている（表12）。

（2）直近の一時保護までの状況

直近の一時保護までの一時保護の有無については、「ある」が32.9%、「ない」が65.6%となっている（表13）。一時保護をしたことが「ある」場合の回数は、「1回」が63.5%と最も多く、平均値は1.8回で、一時保護をした回数最高値は30回である（表14）。また、一時保護の期間の平均日数は19.5日、最高値は171日である（表15）。

一方、直近の一時保護までの施設措置の有無については、「ある」が17.2%、「ない」が70.4%となっている。施設措置をしたことが「ある」場合の施設種別は、「児童養護施設」が76.9%で圧倒的に多く、次いで「乳児院」が15.6%となっている（表16）。その他の記述では、「里親委託」、「情緒障害児短期治療施設」がそれぞれ6ケース、4.1%となっている。

以上を、一時保護までの対応の状況とあわせて考えると、調査時点で約3分の1、また今後の対応の可能性を含めるとさらに多くの事例で、相当程度の関わりの繰返しが行なわれていることが指摘できる。

（3）一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が86.9%、「ない」が12.1%で、多くの場合何らかの形で他機関・施設と連携していることがわかる（表17）。関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が61.9%、「福祉事務所（家児相）」が54.9%、「警察」が30.1%の順になっている（表18）。その他の記述では、「他の児相」が20ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」が15ケース、「民生委員」が11ケースなどとなっている。また連携する際の中核機関・施設については、「無記入」が66.2%で最も多く、こ

れは選択肢に児相の項目がなかったため特に記入しなかったためと考えられ、児相が関係機関・施設と連携する場合には、自らが中核機関になっていると解釈するのが妥当であろう。

3．一時保護中の状況について

（1）児童・保護者に対応した職員

一時保護中、一時保護所職員以外で児童に対応した職員の有無については、児童への対応では「児童福祉司」が90.4%で最も多く、「心理判定員」が78.2%と続いている。一方、保護者への対応では「児童福祉司」が96.2%で最も多く、主な担当者についても「児童福祉司」が74.3%と高いことから、保護者への対応のほとんどを「児童福祉司」が担っているということがわかる（表19）。また、保護者への対応の内容に関しては、「所内面接」が73.3%、「電話」が71.9%で、「訪問」が46.3%と続いている（表20）。「所内面接」、「電話」、「訪問」のそれぞれが行われた回数を見ると、「所内面接」は「1回」が19.5%で最も多く、平均値は0回を除くと3.1回で、最高値は47回になっている。「電話」は「5～9回」が16.9%で最も多く、次いで「2回」が14.6%になっている。平均値は0回を除くと5.2回で、最高値は60回となっている。「訪問」は「1回」が17.8%で最も多く、次いで「2回」が12.9%になっている。平均値は0回を除くと2.6回で、最高値は30回である（表21）。その他の対応の内容としては、「所外面接」が17ケース、「同行訪問」が10ケースとなっている。

（2）一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が81.1%、「ない」が17.3%で、一時保護前と同様、何らかの形で他機関・施設と連携している場合が多くなっている（表22）。関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が60.9%で最も多く、「福祉事務所（家児相）」が44.9%、「児童養護施設」が36.8%の順になっている（表23）。その他の記述としては、「弁護士」が21ケース、「他の児相」が14ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」が13ケース、「里親」が12ケースなどとなっている。また、その際、中核になった

機関・施設についても、一時保護前と同様「無記入」が68.9%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示している。

（３）一時保護の日数

直近の一時保護の日数については、「２ヶ月未満」が最も多く25.6%、「１ヶ月未満」が17.4%、「２週間未満」が15.3%の順になっている。一時保護の平均日数は29.8日、最高日数は300日である（表24）。この数値は、前述の直近の一時保護までに行った一時保護の期間の平均日数19.5日と比較すると、10日以上も長くなっていることがわかる。虐待種別ごとの一時保護の平均日数は、「心理的虐待」が37.7日で最も長く、次いで「身体的虐待」が31.1日、「性的虐待」が30.6日、「不適切な保護・拒否」が27.1日の順になっている（表25）。

４．一時保護解除後について

（１）一時保護解除後の児相の処遇方針と実際の処遇について

一時保護解除後の児相の処遇方針では「施設措置」が64.3%で最も多く、「継続指導」が14.6%、「児童福祉司等指導」が8.0%の順になっている。その他の記述では、「家庭引き取り」が27ケース、「里親」が21ケースなどとなっている。これに対して、実際の処遇は、「施設措置」が60.5%、「継続指導」が13.7%、「児童福祉司等指導」が9.4%になっている（表26）。その他の記述では、「家庭引き取り」が39ケース、「助言指導」が24ケース、「里親」が21ケースなどとなっている。したがって、実際の処遇では、その他を含めて約４割が家庭に戻っているという結果になっている。また、児相の処遇方針と実際の処遇を比べてみると、両者間に大きな差はみられないが、児相の処遇方針より実際の処遇の方が「施設措置」が3.8%少なく、「児童福祉司等指導」が1.4%増加している。これは、保護者や児童の同意が得られなかったケースが一定数存在することを示唆している。

児相の処遇方針や実際の処遇が「施設措置」だった場合の施設種別は、児相の処遇方針では「児童養護施設」が80.6%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が3.6%になっている。実際の処遇でも、「児

童養護施設」が79.5%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が3.3%で、児相の処遇方針と実際の処遇の間にほとんど変化はみられない（表27）。

（２）一時保護解除後の処遇が「継続指導」、「児童福祉司等指導」だった場合の児童・保護者への対応

一時保護解除後、児童・保護者に対応した職員と主な担当者については、「児童福祉司」が96.5%でそのほとんどを占め、その他では「心理判定員」が32.4%となっている。主な担当者に関しても「児童福祉司」が71.1%を占めていることから、一時保護解除後の児童・保護者への対応も、一時保護中と同様「児童福祉司」がほとんど行っていることがわかる（表28）。また、児童・保護者への対応の内容に関しては、「電話」が76.0%で最も多く、「訪問」が61.3%、「所内面接」が47.0%の順になっている（表29）。それぞれについて実施された回数をみると、「電話」は「５～９回」が19.5%で最も多く、次いで「２回」が13.9%になっている。平均値は０回を除くと6.6回で、最高値は50回となっている。「訪問」は「１回」と「３回」が13.2%で最も多く、次いで「５～９回」が11.8%になっている。平均値は０回を除くと4.5回で、最高値は47回である。「所内面接」は「１回」が14.6%で最も多く、次いで「５～９回」が10.5%になっている。平均値は０回を除くと4.4回で、最高値は30回になっている（表30）。

（３）一時保護解除後、児童が家庭に戻った後の状況

一時保護解除後、児童が家庭に戻った場合の援助形態については、最も多かったのが「来所なし」で44.9%と半数近くを占めている。一時保護解除後、児相が児童の生活する家庭にリーチアウトを行っている事例もあることに鑑みれば、この結果をもって、児相が適切なアフターケアを行っていないと即断することはできない。ただし、「来所なし」については、解除後の在宅状況で援助の拒否が一定数あることから、関係そのものが児相ととれていない事例も含まれていることには留意する必要がある。この場合には、児相以外の社会資源が「見守り体制」を作るための働きかけが児相に求められる。なお、実際に来所する場合は、「児童と保護者」での来所が

28.6%、「保護者のみ」が11.8%、「児童のみ」が8.0%という結果になっている（表31）。

一時保護解除後の在宅での状況については、「保護者の虐待が予想以上に激化した」のは5.6%にとどまったが、「児童と保護者の関係が改善した」のは52.3%と約半数でしかなく、36.2%は関係の改善に至っていない。また、23.7%は家庭に戻った後「援助の拒否」をしており、16.0%は「児童の問題行動が激化した」という結果になっている（表32）。家庭復帰後の援助の困難さ、虐待の根深さを示す結果であるといえよう。

（4）一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の保護者の同意の有無等

一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の保護者の同意の有無については、「得られた」が93.0%で、「得られなかった」が5.2%であった（表33）。保護者の同意が得られた場合の保護者の種類については、「ひとり親の同意」が最も多く48.3%、次いで「両親とも同意」が38.0%となっている（表34）。前述の家族形態で、「ひとり親（父又は母）」が48.6%、「両親とも実親」が25.1%であったことを考えると、「同意が得られた」場合は、「同居しているすべての親」から同意が得られた割合が高かったということがいえるであろう。ただし、共同親権者の一方の同意による入所の可能性も示唆されており、今後の制度運用・法解釈についての課題を改めて浮き彫りにしている。その他の記述では「祖父母」の同意が多くみられた。また、同意の困難度については、「難しくなかった」が58.6%で、「難しかった」が37.9%である（表35）。

一方、保護者の同意が得られなかった39ケースのうち、児童福祉法第28条の措置をとったのは24ケース、61.5%であり、同法第33条の6の措置をとったのは6ケース、15.4%である（表36）。なお、後者には、保全処分のための申立ても含まれていると考えられる。

（5）一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の状況

一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の施設入所後の状況では、86.5%の児童が「施設に適応」し、また、84.5%の児童には「問題行動の悪化」がみられなかった。一方で、「保護者の行

方不明・面会途絶」、「保護者の強引な引き取り」はそれぞれ18.1%、12.4%であり多くはなかったが、「保護者が児相・施設に協力的」なのは44.0%にすぎず、50.1%と約半数は「児相・施設に協力的ではない」という結果である（表37）。児童の施設入所後の保護者との関係について、児相や施設がかなり苦労している様子が読みとれる。その他の記述では、「児童が親に会いたがる」や「保護者の面会が希薄・拒否」、「面会・電話が多すぎる」、「内密に面会・連れ出す」などがみられている。

（6）一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が67.8%、「ない」が28.4%で、一時保護前、一時保護中に比べて他機関・施設と連携している割合が減少していることがわかる（表38）。このうち、関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が50.7%、「児童養護施設」が47.7%、「福祉事務所（家児相）」が40.4%の順になっている。その他の記述では、「他の児相」が19ケース、「弁護士」が14ケース、「情緒障害児短期治療施設」が13ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」や「母子生活支援施設」が9ケースとなっている。また、その際、中核になった機関・施設については、一時保護前、一時保護中と同様「無記入」が64.7%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示していると考えられる（表39）。

5. 所内の虐待ケースに関するチーム体制について

一時保護前、一時保護中、一時保護解除後それぞれの所内の虐待チーム体制の有無については、「チーム体制を組んだ」と答えたのが、一時保護前、一時保護中それぞれ55.7%、57.0%で半数を超え、一時保護解除後は「チームを組まなかった」のが52.0%で、「チーム体制を組まない」割合の方が高くなっている（表40）。

また、「チーム体制を組んだ」場合に関わりのあった職種は、一時保護前では「児童福祉司」39.0%、「心理判定員」21.5%、「所長・管理職等」19.3%であるが、一時保護中では「児童福祉司」55.2%、「心

理判定員」49.6%、「一時保護所職員」45.2%であり、一時保護解除後では「児童福祉司」46.0%、「心理判定員」28.1%、「所長・管理職等」14.5%となっている。関わりがあった職員のうちの主担当者については、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後とも回答なしが60%を超えているが、「児童福祉司」と答えた割合がそれぞれ29.2%、32.0%、28.0%であり、回答があったなかでは最も高い数値を示していることから、「児童福祉司」が主な担当者になっていることが想定される（表41）。

6. 児童・保護者への援助を困難にする諸要因について

児童・保護者への援助を困難にする諸要因としては、担当者が「保護者や児童に対して身の危険を感じたり」、保護者が「児童相談所長や本庁管理職等への処遇に関する抗議」や「新聞等マスコミへの電話や投書」、「弁護士を立てる」といった行動をとることは比較的少ない。しかし一方で、「保護者への援助に対する拒否」については36.0%が「ある」と答え、46.4%の保護者が「虐待の事実を認めなかった」とされている。また、「子ども自身の障害の有無」に関しては10.9%の児童に「障害がある」とされ、その障害の種類は、「知的障害」が76ケース、「情緒障害」が13ケース、「身体障害」が9ケースとなっている。「保護者の精神疾患による通院・治療の既往歴の有無」については、18.1%の保護者が「既往歴を持っている」とされている（表42）。

7. 事例の困難度について

調査票において回答があった事例を当該児相における一般的な他事例と比較した場合の困難度については、「やや困難」が43.3%、「非常に困難」が27.6%で両方あわせると、一時保護を行った虐待事例の70%以上が他事例と比較して「困難である」と認識されていることがわかる。一方、困難度が「他のケースと同様」であると答えた割合は24.4%で、「楽だった」と答えた割合は3.9%と非常に低くなっている（表43）。

D. 考察

1. 児童相談所における児童虐待事例対応の実情と課題～調査を通じて～

今回の調査は、児童相談所が対応した児童虐待事例（一時保護事例）について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、チーム体制構築の現状及び学校、施設、警察、家庭裁判所、保健・医療機関等の関係機関とのネットワーク体制の実情を把握することを主な目的に行った。このなかで明らかになったことは、以下の3点に要約できるであろう。

第一に、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後に、児童相談所、特に児童福祉司が相当回数の来所による対応、訪問、電話、その他の対応を行っており、一回だけの一時保護から施設措置というパターン以外の対応が相当数含まれていることもあわせて、虐待に関する対応に相当の労力がさかれていることである。

第二に、その労力には、ネットワーク形成も含まれていることである。ネットワークへ参加する関係機関・施設では、学校や福祉事務所などが共通しており、時期による特徴（初期には警察）もみられた。しかも、このネットワーク形成から運営についても児童相談所が中心になることが多く、ネットワーク・ミーティングが頻繁に開催できない状況のなかでは、各社会資源との連絡・調整を必要に応じて児童相談所が一手に担わざるを得ないことも明らかになった。さらに、児童相談所が、児童・保護者への直接援助と、ネットワーク活動の両方を同時に行うことを考えれば、児童相談所内の職員体制やチームワークもなお十全とはいえず、児童虐待事例に対して、児童相談所が総力を挙げて対応している状況が浮かび上がってきているといえる。

第三に、対応の困難度が高い一方で、例えば「保護者から児童福祉司に対する暴力の危険」が割合的に低いこと、保護者の同意を得ることが「難しかった」事例が37.9%もありながら、児童福祉法第28条及び第33条の6の措置をとった事例が30ケースしかなかったことなどから、児童相談所においては、日常的対応から施設入所の同意に至るまで、児童福祉司を中心として保護者の理解を得るための配慮がなされていること、ないしは第28条等に基づく手続きを採ることに対する躊躇がみられることが示唆された。また、事例によっては、児童相談所が総力を挙げて保護者の説得を行っていることも予想させる結果であった。

なお、今回調査は委託一時保護事例を対象からはずしたが、委託一時保護先における保護者への対応

の困難度の高さもこの調査から予想され、委託一時保護に関する財政面での制度改善だけではなく、実践面でのバックアップの体制整備の必要性も示唆された。

2．児童相談所の業務と児童虐待への対応

平成9年度厚生省報告例2)によると、全国の児童相談所が平成9年度中に行った「調査・診断・心理療法・カウンセリング延件数」は198万8,272件である。平成9年度の相談実件数は32万6,515件であるから、電話や文書も含め相談1件当たり平均6.1回の関わりが行われている計算となる。

一方、今回の調査対象事例である一時保護を行った児童虐待事例については、一時保護による関わりを除いても、一時保護前には平均計14.5回(表12、0回を含む)、一時保護中が平均計7.5回(表21、同)、一時保護解除後が平均計9.5回(表30、同)総計31.5回である。

厚生省報告例は、例えば一回の面接において2種類の心理検査が行われた場合や心理検査と同時に心理面接が行われた場合には、それぞれ2件とカウントされることになっているため、今回の平均回数と単純に比較することはできないが、それにしても、今回調査対象とした被虐待事例には多くの労力がかけられていることがわかる。また、直近の一時保護における平均一時保護日数も今回調査では29.8日であり、平成9年度の全一時保護事例平均の13.8日(厚生省報告例に基づく。)よりかなり長くなっている。

柏女ら3)は、児童相談所専門職員の執務分析(タイム・スタディ分析)を通じ、障害相談1件にかかる児童相談所の関わり時間を1.0とした場合の他の相談時間割合を算出しているが、これによると、児童虐待を含む養護相談の割合は5.4であった。すなわち、養護相談1件は、障害相談1件の5.4倍の時間を要していることになる。今回の調査結果は、そのことを、援助回数を通じて傍証する結果となった。

近年、児童相談所における相談実件数そのものが増え続け、特に児童虐待に関する相談・通告が増え続ける現状を鑑みると、児童相談所の負担は、近年、ますます増大しているとみなければならない。この結果、児童虐待への効果的対応を図るためには、児童相談所の体制及び業務の見直しが大きな課題と

して浮かび上がってくることとなる。その際、他の相談種別とは異なる援助構造をもつ障害相談の業務の扱いが焦点となろう。障害児福祉サービスの利用のあり方及びサービス決定の分権化が論議されるなかにあつて、児童相談所の業務のあり方、さらには児童福祉実施体制のあり方について、あらためて整理・検討することが必要と考えられる。

3．次年度研究への示唆と今後の研究計画

今年度報告は、調査の実施時期との関係もあり、全国の児童相談所が扱った児童虐待事例(一時保護事例)に関する質問紙調査(個票調査)の単純集計から読みとれる事項を中心に、その結果を報告し、若干の考察を試みた。来年度は、対応の困難度等有為項目による詳細なクロス分析、検定その他を実施し、事例の困難度にとまなう専門職、関係機関・施設の関わりの違い等について明らかにする予定である。また、各援助段階におけるネットワーク・ミーティングのあり方についても示唆を得たいと考えている。なお、今年度、本調査の実施にあわせて、厚生省児童家庭局との共同実施により、全国の児童相談所に対する「児童虐待に対する児童相談所の対応の実態に関する調査」(所票調査)も実施しているため、これとの照合も行うこととしている。

さらに、次年度は、平成10年度調査に回答のあった事例のうち、各児童相談所において最も困難度の高かった事例1事例を各児童相談所から抽出し、当該事例について、事例の開始から終結に至るまでを一定の形式に基づき、関わるの場所、職種、内容、関係機関・施設の種類の等について児童記録票から時系列を追って転記し、集計する作業を行うこととしている。なお、その際、児童相談所の設置形態別に当該事例のうちの10事例程度について、児童相談所専門職員に対するインタビュー調査等を通じて、当該事例に費した時間、エネルギー等について各場面ごとに詳しく聴取する予定である。これらにより、児童相談所における児童虐待への専門職の関わり、関係機関・施設との連携の実情についてさらに詳細に把握することを予定している。

E．結語

児童虐待の相談・通告が激増しており、その効果的対応のあり方が求められている。しかし、その中

核機関となるべき児童相談所は他に多くの相談ケースを抱え、また、構造的課題を抱えている。

本研究は、児童虐待への効果的な対応のあり方について、児童相談所における援助の実態を通じて検討するものである。したがって、当然のことながら、児童相談所の体制そのもの、ひいては現行の都道府県を中心とする児童福祉実施体制のあり方にも言及しなければならない。児童虐待の本質を見据えた「臨床研究」と、児童相談所のあり方、効果的な児童福祉実施体制のあり方に迫る「制度研究」の両方が志向される必要があることがあらためて示唆された。

最後に、お忙しいなかであって、膨大な事例について、児童記録票をたどりつつ個々の調査票にご記入いただいた全国の児童相談所の先生方に心から感謝申し上げますとともに、本研究結果が、日々の臨床を効果的ならしめる基盤研究として、いささかでも活用されることを願ってやまない。

[註]

1) 平成 9 年度社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）によると、平成 9 年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談 5,352 件の虐待の種類別内訳は、身体的虐待が 2,780 件(51.9%)、保護の怠慢ないし拒否が 1,728 件(32.3%)、性的暴行が 311 件(5.8%)、心理的虐待が 458 件(8.6%)、登校禁止が 75 件(1.4%)であった(厚生省大臣官房統計情報部編『平成 9 年度社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』厚生統計協会 1999 p.324）。

2) 厚生省大臣官房統計情報部編 前掲書 1) 1999 p.322-323, p.308, p.318-319

3) 柏女霊峰・中谷茂一・網野武博・林茂男「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第 33 集 日本子ども家庭総合研究所 1997 p.181

[参考文献]

1) 柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997

2) 柏女霊峰・山縣文治編『新しい子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房 1998

3) 柏女霊峰編『別冊発達 23 改正児童福祉法のすべて～児童福祉法改正資料集～』ミネルヴァ書房 1998

4) 柏女霊峰「第 18 講 児童虐待」柏女霊峰『現代児童福祉論 [第 2 版]』誠信書房 1998

5) 厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針（改訂版）』日本児童福祉協会 1998

6) 厚生省児童家庭局監修『児童相談事例集』各年版 日本児童福祉協会

7) 厚生省児童家庭局企画課監修『子ども虐待防止の手引き』日本子ども家庭総合研究所 1997

8) 厚生省児童家庭局企画課監修『子ども虐待対応の手引き』日本児童福祉協会（近刊）

単純集計結果表

表1 虐待の種別

	主たる種別(SA)		複数回答(MA)	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
1. 身体的虐待	560	45.0	685	55.0
2. 不適切な保護・拒否	520	41.8	741	59.5
3. 性的虐待	82	6.6	111	8.9
4. 心理的虐待	82	6.6	292	23.5
N.A.	1	0.1	1	0.1

表2 虐待の種別(性別)

	全体		男		女		N.A.	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	621	49.9	619	49.7	5	0.4
1. 身体的虐待	560	100.0	304	54.3	254	45.4	2	0.4
2. 不適切な保護・拒否	520	100.0	282	54.2	235	45.2	3	0.6
3. 性的虐待	82	100.0	2	2.4	80	97.6		
4. 心理的虐待	82	100.0	33	40.2	49	59.8		
N.A.	1	100.0			1	100.0		

表3 虐待の種別(年齢別)

	全体		0~2歳		3~5歳		6~8歳		9~11歳		12~14歳		15歳以上		N.A.	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	95	7.6	251	20.2	248	19.9	257	20.6	263	21.1	99	8.0	32	2.6
1. 身体的虐待	560	100.0	43	7.7	123	22.0	119	21.3	117	20.9	103	18.4	37	6.6	18	3.2
2. 不適切な保護・拒否	520	100.0	50	9.6	114	21.9	110	21.2	116	22.3	97	18.7	21	4.0	12	2.3
3. 性的虐待	82	100.0	0	0.0	1	1.2	3	3.7	9	11.0	41	50.0	27	32.9	1	1.2
4. 心理的虐待	82	100.0	2	2.4	12	14.6	16	19.5	15	18.3	22	26.8	14	17.1	1	1.2
N.A.	1	100.0			1	100.0										

表4 同居の家族構成

	件数	%
全 体	1245	100.0
1.実父	551	44.3
2.継父	149	12.0
3.養父	72	5.8
4.里父	2	0.2
5.父なし	467	37.5
6.実母	941	75.6
7.継母	67	5.4
8.養母	16	1.3
9.里母	2	0.2
10.母なし	217	17.4
11.実のきょうだい	763	61.3
12.異父異母きょうだい	273	21.9
13.祖父	63	5.1
14.祖母	107	8.6
15.その他	98	7.9
16.不明	1	0.1

表7 通学・通園先

	件数	%
全 体	1245	100.0
1.保育園	189	15.2
2.その他の保育施設	6	0.5
3.幼稚園	25	2.0
4.小学校	514	41.3
5.中学校	265	21.3
6.高校	43	3.5
7.その他	108	8.7
N.A.	95	7.6

表5 家族形態

	件数	%
全 体	1245	100.0
1.両親とも実親	312	25.1
2.父母のいずれかが実親	278	22.3
3.ひとり親(父)	176	14.1
4.ひとり親(母)	429	34.5
5.養父母・里父母・継父母	8	0.6
6.両親なし	41	3.3
不明	1	0.1

表8 一時保護前の児相との関わり

	件数	%
全体	1245	100.0
1.関わりあり	857	68.8
2.関わりなし	388	31.2

表6 家族の人数

	件数	%
全 体	1245	100.0
2人	154	12.4
3人	327	26.3
4人	317	25.5
5人	223	17.9
6人	125	10.0
7人以上	87	7.0
不明	12	1.0

表9 初回通告相談日から直近の一時保護までの期間

	件数	%
全体	857	100.0
0,1,2日	48	5.6
3日~14日	101	11.8
15日~29日	57	6.7
1~3ヶ月	206	24.0
4~6ヶ月	78	9.1
7~9ヶ月	69	8.1
10~11ヶ月	27	3.2
1年以上	97	11.3
2年以上	57	6.7
3年以上	22	2.6
4年以上	19	2.2
5年以上	16	1.9
6年以上	24	2.8
10年以上	10	1.2
不明	26	3.0

表10 通告者(MA)

	件数	%
全体	857	100.0
1. 児童福祉施設	41	4.8
2. 教育機関	191	22.3
3. 保健所	38	4.4
4. 地域住民	49	5.7
5. 医療機関	43	5.0
6. 警察	93	10.9
7. その他	486	56.7
(同居の家族)	91	10.6
(非同居の家族)	9	1.1
(同居不明の家族)	48	5.6
(虐待者)	1	0.1
(非同居の親族)	41	4.8
(被虐待者)	9	1.1
(その他知人等)	5	0.6
(福祉事務所)	162	18.9
(民生・児童委員)	21	2.5
(町村福祉担当等)	49	5.7
(家児相・相談員)	9	1.1
(他の児相・電話)	18	2.1
(その他)	23	2.7
N.A.	7	0.8

表11 通告を受けてからの児相の対応

	件数	%
全体	857	100.0
1.通告直後に一時保護	209	24.4
2.見守り・連絡調整	221	25.8
3.相談指導	415	48.4
N.A.	12	1.4

表12 一時保護前の相談指導の回数

	1.来所		2.電話		3.訪問	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	415	100.0	415	100.0	415	100.0
1回	114	27.5	47	11.3	81	19.5
2回	62	14.9	48	11.6	55	13.3
3回	38	9.2	34	8.2	38	9.2
4回	21	5.1	18	4.3	12	2.9
5～9回	48	11.6	82	19.8	61	14.7
10～19回	30	7.2	49	11.8	36	8.7
20～29回	1	0.2	21	5.1	10	2.4
30～39回	3	0.7	7	1.7	2	0.5
40回以上	2	0.5	16	3.9	3	0.7
0回を含むNA	96	23.1	93	22.4	117	28.2
最低値	0回		0回		0回	
最高値	45回		100回		50回	
平均値(0回を除く)	4.1回		9.6回		5.4回	
平均値(0回を含む)	3.2回		7.4回		3.9回	

表13 一時保護・施設措置の経験

	一時保護		施設措置	
	件数	%	件数	%
全体	857	100.0	857	100.0
あり	282	32.9	147	17.2
なし	562	65.6	603	70.4
不明	4	0.5		0.0
N.A.	9	1.1	107	12.5

表14 一時保護の回数

	件数	%
全体	282	100.0
1回	179	63.5
2回	56	19.9
3回	22	7.8
4回	11	3.9
5回以上	12	4.3
N.A.	2	0.7
最低値	1回	
最高値	30回	
平均値	1.8回	

表15 直近の一時保護前の一時保護の期間

最低値	1日
最高値	171日
平均日数	19.5日

表16 施設種別(MA)

	件数	%
全体	147	100.0
児童養護施設	113	76.9
乳児院	23	15.6
その他	20	13.6
N.A.	6	4.1

表17 一時保護前の関係機関・施設との連絡調整会議

	件数	%
全体	857	100.0
あり	745	86.9
なし	104	12.1
N.A.	8	0.9

表18 一時保護前の関係機関・施設との関わり

	関係機関		中 核	
	件数	%	件数	%
全体	745	100.0	745	100.0
1.警察	224	30.1	13	1.7
2.医療機関	144	19.3	23	3.1
3.家庭裁判所	29	3.9	0	0.0
4.教育相談室等	38	5.1	0	0.0
5.少年補導センター	17	2.3	0	0.0
6.福祉事務所（家児相）	409	54.9	75	10.1
7.婦人相談所	28	3.8	0	0.0
8.精神保健福祉センター	12	1.6	0	0.0
9.児童委員（主任）	190	25.5	7	0.9
10.保健所	145	19.5	19	2.6
11.保育所・幼稚園	155	20.8	12	1.6
12.学校	461	61.9	57	7.7
13.児童館	10	1.3	0	0.0
14.学童保育	6	0.8	0	0.0
15.乳児院	5	0.7	0	0.0
16.児童養護施設	92	12.3	6	0.8
17.児童自立支援施設	5	0.7	0	0.0
18.障害関係施設	5	0.7	0	0.0
19.民間相談機関	15	2.0	0	0.0
20.町村福祉担当部局	143	19.2	7	0.9
21.その他	113	15.2	10	1.3
22.その他に児相と記入			16	2.1
23.中核無記入→児相			493	66.2
N.A.	1	0.1	7	0.9

表19 一時保護中、児童・保護者への対応をした職員

	3-1 児童		3-2 保護者		主な担当者	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1.一時保護所職員	78	6.3	271	21.8	18	1.4
2.児童福祉司	1126	90.4	1198	96.2	925	74.3
3.相談員	72	5.8	72	5.8	23	1.8
4.心理判定員	974	78.2	242	19.4	3	0.2
5.保健婦・看護婦	335	26.9	38	3.1	1	0.1
6.医師	390	31.3	43	3.5	1	0.1
7.所長・課長等管理職	191	15.3	248	19.9	10	0.8
8.その他の職種	71	5.7	91	7.3	7	0.6
N.A.	11	0.9	16	1.3	257	20.6

表20 対応の内容

	件数	%
全体	1245	100.0
1.所内面接	912	73.3
2.文書連絡等	179	14.4
3.電話	895	71.9
4.訪問	577	46.3
5.その他	68	5.5
N.A.	51	4.1

表21 一時保護中の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1回	243	19.5	83	6.7	123	9.9	221	17.8	34	2.7
2回	230	18.5	50	4.0	182	14.6	160	12.9	13	1.0
3回	169	13.6	25	2.0	119	9.6	76	6.1	9	0.7
4回	96	7.7	7	0.6	87	7.0	31	2.5	3	0.2
5～9回	106	8.5	6	0.5	210	16.9	58	4.7	1	0.1
10～19回	26	2.1	1	0.1	108	8.7	12	1.0	1	0.1
20～29回	3	0.2	0	0.0	20	1.6	1	0.1	1	0.1
30～39回	0	0.0	1	0.1	4	0.3	1	0.1	0	0.0
40回以上	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0
回数不明	38	3.1	6	0.5	39	3.1	17	1.4	6	0.5
0回を含むNA	333	26.7	1066	85.6	350	28.1	668	53.7	1177	94.5
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	47回		30回		60回		30回		20回	
平均値(0回を除く)	3.1回		2.1回		5.2回		2.6回		2.2回	
平均値(0回を含む)	2.2回		0.3回		3.7回		1.2回		0.1回	

表22 一時保護中の関係機関・施設との連絡調整会議

	件数	%
全体	1245	100.0
あり	1010	81.1
なし	216	17.3
不明	8	0.6
N.A.	11	0.9

表23 一時保護中の関係機関・施設との関わり

	全 体		中 核	
	件数	%	件数	%
全体	1010	100.0	1010	100.0
1.警察	238	23.6	14	1.4
2.医療機関	191	18.9	19	1.9
3.家庭裁判所	83	8.2	11	1.1
4.教育相談室等	29	2.9	4	0.4
5.少年補導センター	6	0.6	2	0.2
6.福祉事務所（家児相）	453	44.9	74	7.3
7.婦人相談所	49	4.9	2	0.2
8.精神保健福祉センター	8	0.8	1	0.1
9.児童委員（主任）	177	17.5	5	0.5
10.保健所	118	11.7	8	0.8
11.保育所・幼稚園	108	10.7	10	1.0
12.学校	615	60.9	64	6.3
13.児童館	6	0.6	0	0.0
14.学童保育	4	0.4	0	0.0
15.乳児院	5	0.5	2	0.2
16.児童養護施設	372	36.8	35	3.5
17.児童自立支援施設	31	3.1	4	0.4
18.障害関係施設	16	1.6	3	0.3
19.民間相談機関	12	1.2	1	0.1
20.町村福祉担当部局	114	11.3	2	0.2
21.その他	139	13.8	20	2.0
22.その他に児相と記入		0.0	31	3.1
23.中核無記入→児相		0.0	696	68.9
N.A.	1	0.1	2	0.2

表24 一時保護期間の日数

	件数	%
全体	1245	100.0
1週間未満	177	14.2
2週間未満	191	15.3
3週間未満	188	15.1
1ヶ月未満	217	17.4
2ヶ月未満	319	25.6
3ヶ月未満	77	6.2
4ヶ月未満	25	2.0
5ヶ月未満	14	1.1
6ヶ月未満	3	0.2
6ヶ月以上	10	0.8
N.A.	24	1.9
最低値	0日	
最高値	300日	
中央値	23日	
平均値	29.8日	

表25 虐待種別平均一時保護日数

身体的虐待	31.1日
不適切な保護・拒否	27.1日
性的虐待	30.6日
心理的虐待	37.7日

表26 一時保護解除後の処遇

	児相の方針		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
1.継続指導	182	14.6	170	13.7
2.児童福祉司等指導	100	8.0	117	9.4
3.施設措置	800	64.3	753	60.5
4.その他	142	11.4	169	13.6
（うち里親委託）	21	1.7	21	1.7
N.A.	21	1.7	36	2.9

表27 施設種別

	児相の処遇		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	800	100.0	753	100.0
児童養護施設	645	80.6	599	79.5
乳児院	10	1.3	10	1.3
情緒障害児短期治療施設	29	3.6	25	3.3
児童自立支援施設	46	5.8	44	5.8
虚弱児施設	13	1.6	12	1.6
障害児施設	2	0.3	2	0.3
精神薄弱児施設等	14	1.8	15	2.0
その他・不明	41	5.1	46	6.1

表28 一時保護解除後、児童・保護者へ対応をした職員

	職 員		主な担当者	
	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0
1.一時保護所職員	16	5.6	6	2.1
2.児童福祉司	277	96.5	204	71.1
3.相談員	14	4.9	6	2.1
4.心理判定員	93	32.4	4	1.4
5.保健婦・看護婦	7	2.4	0	0.0
6.医師	9	3.1	2	0.7
7.所長・課長等管理職	30	10.5	3	1.0
8.その他の職種	13	4.5	3	1.0
N.A.	1	0.3	59	20.6

表29 対応の内容

	件数	%
全体	287	100.0
1.所内面接	135	47.0
2.文書連絡等	40	13.9
3.電話	218	76.0
4.訪問	176	61.3
5.その他	29	10.1
N.A.	14	4.9

表30 一時保護解除後の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
1回	42	14.6	19	6.6	19	6.6	38	13.2	4	1.4
2回	26	9.1	15	5.2	40	13.9	20	7.0	4	1.4
3回	10	3.5	5	1.7	27	9.4	38	13.2	5	1.7
4回	7	2.4	0	0.0	15	5.2	19	6.6	0	0.0
5～9回	30	10.5	1	0.3	56	19.5	34	11.8	9	3.1
10～19回	12	4.2	0	0.0	35	12.2	14	4.9	3	1.0
20～29回	2	0.7	0	0.0	5	1.7	0	0.0	0	0.0
30～39回	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40回以上	0	0.0	0	0.0	4	1.4	2	0.7	0	0.0
回数不明	5	1.7	0	0.0	17	5.9	11	3.8	4	1.4
0回を含むNA	152	53.0	247	86.1	69	24.0	111	38.7	258	89.9
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	30回		8回		50回		47回		17回	
平均値(0回を除く)	4.4回		1.8回		6.6回		4.5回		4.8回	
平均値(0回を含む)	2.0回		0.3回		5.1回		1.7回		0.4回	

表31 来所形態

	件数	%
全体	287	100.0
1.児童のみ	23	8.0
2.保護者のみ	34	11.8
3.児童と保護者	82	28.6
4.来所なし	129	44.9
N.A.	19	6.6

表32 一時保護解除後の在宅での状況

	1.虐待が激化		2.関係の改善		3.援助の拒否		4.問題行動	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
はい	16	5.6	150	52.3	68	23.7	46	16.0
いいえ	234	81.5	104	36.2	187	65.2	199	69.3
N.A.	37	12.9	33	11.5	32	11.1	42	14.6

表33 施設措置への保護者の同意

	件数	%
全体	753	100.0
はい	700	93.0
いいえ	39	5.2
不明	6	0.8
N.A.	8	1.1

表34 同意した保護者

	件数	%
全体	700	100.0
1.両親とも同意	266	38.0
2.ひとり親の同意	338	48.3
3.両親のうち一方の同意	52	7.4
4.その他の同意	34	4.9
N.A.	10	1.4

表36 28条・33条の6の措置

	28条		33条の6	
	件数	%	件数	%
全体	39	100.0	39	100.0
はい	24	61.5	6	15.4
いいえ	14	35.9	26	66.7
N.A.	1	2.6	7	17.9

表35 同意を得るのは難しかったか

	件数	%
全体	700	100.0
はい	265	37.9
いいえ	410	58.6
N.A.	25	3.6

表37 施設入所後の状況

	1.施設に適応		2.問題行動の悪化		3.保護者の行方不明		4.強引な引き取り要求		5.保護者が協力的	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0
はい	651	86.5	80	10.6	136	18.1	93	12.4	331	44.0
いいえ	83	11.0	636	84.5	570	75.7	623	82.7	377	50.1
N.A.	19	2.5	37	4.9	47	6.2	37	4.9	45	6.0

表38 一時保護解除後の関係機関・施設との連絡調整会議

	件数	%
全体	1245	100.0
あり	844	67.8
なし	354	28.4
不明	3	0.2
N.A.	44	3.5

表40 チーム体制

	設問		一時保護前		一時保護中		保護解除後	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	857	100.0	1245	100.0	1245	100.0
はい	705	56.6	477	55.7	710	57.0	595	47.8
いいえ	514	41.3	380	44.3	533	42.8	648	52.0
不明	8	0.6						
N.A.	18	1.4			2	0.2	2	0.2

表39 一時保護解除後の関係機関・施設との関わり

	全 体		中 核	
	件数	%	件数	%
全体	844	100.0	844	100.0
1.警察	138	16.4	9	1.1
2.医療機関	120	14.2	17	2.0
3.家庭裁判所	43	5.1	5	0.6
4.教育相談室等	19	2.3	4	0.5
5.少年補導センター	8	0.9	0	0.0
6.福祉事務所（家児相）	341	40.4	42	5.0
7.婦人相談所	17	2.0	0	0.0
8.精神保健福祉センター	8	0.9	1	0.1
9.児童委員（主任）	116	13.7	5	0.6
10.保健所	104	12.3	10	1.2
11.保育所・幼稚園	81	9.6	10	1.2
12.学校	428	50.7	33	3.9
13.児童館	1	0.1	0	0.0
14.学童保育	5	0.6	0	0.0
15.乳児院	6	0.7	3	0.4
16.児童養護施設	403	47.7	93	11.0
17.児童自立支援施設	37	4.4	7	0.8
18.障害関係施設	16	1.9	7	0.8
19.民間相談機関	9	1.1	1	0.1
20.町村福祉担当部局	84	10.0	6	0.7
21.その他	111	13.2	17	2.0
22.その他に児相と記入			20	2.4
23.中核無記入→児相			546	64.7
N.A.	1	0.1	8	0.9

表43 事例の全体の困難度

	件数	%
全体	1245	100.0
1.大変困難	343	27.6
2.やや困難	539	43.3
3.他のケースと同様	304	24.4
4.楽だった	48	3.9
N.A.	11	0.9

表41 関わりのあった職種

	一時保護前				一時保護中				一時保護解除後			
	チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1.児童福祉司	485	39.0	363	29.2	687	55.2	398	32.0	573	46.0	348	28.0
2.相談員	82	6.6	28	2.2	63	5.1	12	1.0	51	4.1	14	1.1
3.心理判定員	268	21.5	2	0.2	618	49.6	11	0.9	350	28.1	15	1.2
4.保健婦・看護婦	38	3.1	2	0.2	159	12.8	0	0.0	16	1.3	0	0.0
5.医師	53	4.3	2	0.2	219	17.6	1	0.1	39	3.1	2	0.2
6.一時保護職員	40	3.2	0	0.0	563	45.2	33	2.7	46	3.7	2	0.2
7.所長・管理職等	240	19.3	11	0.9	370	29.7	13	1.0	181	14.5	6	0.5
8.その他の職種	60	4.8	5	0.4	87	7.0	0	0.0	81	6.5	4	0.3
N.A.	745	59.8	832	66.8	535	43.0	777	62.4	650	52.2	854	68.6

表42 事例に関するその他の状況

	はい		いいえ		不明		N.A.		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
・保護者に対する身の危険	175	14.1	1056	84.8			14	1.1	1245	100.0
・児童に対する身の危険	75	6.0	1161	93.3			9	0.7	1245	100.0
・処遇に関する抗議	159	12.8	1076	86.4			10	0.8	1245	100.0
・マスコミへの電話や投書	6	0.5	1232	99.0			7	0.6	1245	100.0
・弁護士が存在	14	1.1	1223	98.2			8	0.6	1245	100.0
・援助等に対する拒否	448	36.0	772	62.0			25	2.0	1245	100.0
・虐待の事実の認知	622	50.0	578	46.4			45	3.6	1245	100.0
・子ども自身の障害	136	10.9	1093	87.8			16	1.3	1245	100.0
・保護者の精神疾患既往歴	225	18.1	513	41.2	153	12.3	354	28.4	1245	100.0

2 - 5 一時保護以前に関係機関・施設との連絡、調整、会議を行いましたか。

1 . はい 2 . いいえ 3 . 不明

1 . はいの場合、どのような関係機関・施設と行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また中核となった機関・施設に をつけて下さい。

- 1.警察 2.医療機関 3.家庭裁判所 4.教育相談室・教育センター等
5.少年補導センター 6.福祉事務所（家庭児童相談室） 7.婦人相談所
8.精神保健福祉センター 9.児童委員（主任児童委員） 10.保健所
11.保育所・幼稚園 12.学校 13.児童館 14.学童保育 15. 乳児
院 16.児童養護施設 17.児童自立支援施設 18.障害関係施設
19.子どもの虐待防止センター等民間相談機関 20.町村福祉担当部局
21.その他（ ）

3 . 一時保護中の状況についてお伺いします。

3 - 1 一時保護中、一時保護所職員以外で児童への対応を行った職員がいましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

1 . 一時保護所職員のみ 2 . 児童福祉司 3 . 相談員 4 . 心理判定員
5 . 保健婦・看護婦 6 . 医師 7 . 所長・課長等管理職
8 . その他の職種（ ）

3 - 2 一時保護中、保護者への対応はどの職種の職員が行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また。主な担当者には をつけて下さい。

1 . 一時保護所職員 2 . 児童福祉司 3 . 相談員 4 . 心理判定員
5 . 保健婦・看護婦 6 . 医師 7 . 所長・課長等管理職
8 . その他の職種（ ）

どのような内容の対応を行いましたか。

1 . 所内面接 回 2 . 文書連絡等 回
3 . 電話 回 4 . 訪問 回
5 . その他（ ） 回

3 - 3 一時保護中、関係機関・施設との連絡、調整、会議を行いましたか。

1 . はい 2 . いいえ 3 . 不明

1 . はいの場合、どのような関係機関・施設と行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また中核となった機関・施設に をつけて下さい。

- 1.警察 2.医療機関 3.家庭裁判所 4.教育相談室・教育センター等
5.少年補導センター 6.福祉事務所（家庭児童相談室） 7.婦人相談所
8.精神保健福祉センター 9.児童委員（主任児童委員） 10.保健所
11.保育所・幼稚園 12.学校 13.児童館 14.学童保育 15.乳児院
16.児童養護施設 17.児童自立支援施設 18.障害関係施設
19.子どもの虐待防止センター等民間相談機関 20.町村福祉担当部局
21.その他（ ）

3 - 4 一時保護の期間は何日間でしたか。 日間

4 . 一時保護解除後の状況についてお伺いします。

4 - 1 一時保護解除後の児相の処遇方針はどのようなものでしたか。

1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）
4.その他（ ）

4 - 2 一時保護解除後の実際の処遇はどのようなものでしたか。

1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）
4.その他（ ）

4 - 2 で 1.継続指導または 2.児童福祉司等指導と答えた場合は 4 - 3、4 - 4、4 - 5 に、
3.施設措置と答えた場合は 4 - 6 にお答え下さい。

4 - 3 一時保護解除後、児童・保護者への対応はどの職種の職員が行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また。主な担当者には をつけて下さい。

1. 一時保護所職員 2. 児童福祉司 3. 相談員 4. 心理判定員
5. 保健婦・看護婦 6. 医師 7. 所長・課長等管理職
8. その他の職種（ ）

1. 所内面接 回 2. 文書連絡等 回
3. 電話 回 4. 訪問 回
5. その他 () 回

保護者の虐待が予想以上に激化	1 . はい	2 . いいえ
保護者と児童の関係の改善	1 . はい	2 . いいえ
援助の拒否	1 . はい	2 . いいえ
児童自身の問題行動の悪化	1 . はい	2 . いいえ
その他 ()	1 . はい	2 . いいえ

施設に適応	1 . はい	2 . いいえ
児童自身の問題行動の悪化	1 . はい	2 . いいえ
保護者の行方不明・面会途絶	1 . はい	2 . いいえ
保護者の強引な引き取り要求	1 . はい	2 . いいえ
保護者が児相・施設に協力的	1 . はい	2 . いいえ
その他 ()	1 . はい	2 . いいえ

みましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、関わりのあった職種すべてに○をつけて下さい。また主な担当者には、
をつけて下さい。

職種	一時保護 以前	一時保護 中	一時保護 解除後
1. 児童福祉司			
2. 相談員			
3. 心理判定員			
4. 保健婦・看護婦			
5. 医師			
6. 一時保護職員（児童指導員・保母）			
7. 所長・管理職等			
8. その他の職種（ ）			

6. 本事例について以下のことがありましたか。

担当者は保護者に対して身の危険を感じたことがありましたか。

1. はい 2. いいえ

担当者は児童に対して身の危険を感じたことがありましたか。

1. はい 2. いいえ

児童相談所長及び本庁管理職等への処遇に関する抗議がありましたか。

1. はい 2. いいえ

新聞等マスコミへの電話や投書がありましたか。

1. はい 2. いいえ

保護者が弁護士をたててきましたか。

1. はい 2. いいえ

保護者への援助等に対して拒否がありましたか。

1. はい 2. いいえ

保護者は虐待の事実を認めましたか。

1. はい 2. いいえ

子ども自身に障害がありましたか。

1. はい 2. いいえ

1. はいの場合、障害の種類（ ）

保護者の精神疾患による通院・治療の既往歴がありましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

7. 最後に本事例の全体の困難度についてお伺いします。

1. 大変困難だった 2. やや困難だった
3. 他のケースと同様 4. 他のケースより楽だった

ご協力ありがとうございました。

調査研究協力をお願い

児童家庭福祉行政にかかわる私どもの研究調査につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り心より感謝いたしております。

さて、この度、児童家庭福祉行政の更なる向上に資することを目的に、庄司順一日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長が主任研究者として厚生省から補助を受けた平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』の分担研究である『児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究～専門職員及び関係機関の関わり分析～』（分担研究者：柏女霊峰）において、全国の児童相談所を対象に、『平成9年度に一時保護を行った児童のうち虐待を主訴とする全児童の処遇実態調査』を実施することといたしました。

児童相談所に通告される被虐待児は年々増加し、その効果的な援助が求められる状況にあります。厚生省においては、昨年度に子ども虐待防止の手引きを作成し、また、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」などの通知を発出するとともに児童相談所運営指針を改定するなどその効果的な援助に向けての取組が進められております。しかしながら、児童相談所における児童虐待への取組に関して必ずしも十分な実情・実態の把握が行われているとはいえず、このことが、具体的な対策検討を困難にしている一因と考えられます。そこで、私たち研究班は、児童虐待に対する児童相談所の専門職員及び関係機関の関わり方の現状について、個別の被虐待児童に対する援助の展開に着目して把握するために上記の調査を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところまことに申し訳ありませんが、別添の『調査票記入要領』をご熟読いただき、別紙『児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査（事例調査）』に該当する各事例ごとに全事例についてご記入いただいたうえで別添の返信用封筒に封入し、平成10年11月30日（月）までに下記までご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査につきましては、厚生省からの調査協力依頼にもありますように、厚生省の行政調査の補足調査としての性格も有しておりますので、調査票につきましては相互に調整を図っております。したがって、本調査におきましては、児童相談所における児童虐待への取組の概要につきましては厚生省による行政調査の結果を活用させていただきますことを申し添えます。

また、今回の調査結果につきましては統計的に分析し、処理いたしますので、ご協力をいただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことはいたしません。また、結果につきましては、別途、ご報告させていただきます。

お忙しいところ、ご面倒なお願いでまことに申し訳ありませんが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配をお願い申し上げます。

記

調査票ご返送先

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

明治学院大学社会学部社会福祉学科 松原康雄研究室

平成 10 年 10 月

「児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究」研究班

分担研究者 柏女霊峰（淑徳大学教授・日本子ども家庭
総合研究所担当部長）

協力研究者 松原康雄（明治学院大学教授）

村田典子（明治学院大学副手）

尾木まり（進藤デザインオフィス研究員）

小木曾宏（淑徳大学専任講師）

中谷茂一（東海大学助手）

様

追伸：調査の実施及び調査票記入要領等についてのお問い合わせ等につきましては、下記
までご連絡くださいますようお願いいたします。

連絡先：〒 108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

明治学院大学社会学部社会福祉学科 松原康雄、村田典子

TEL：03-5421-5556（松原研究室）

FAX：03-5421-5697（社会学部共同研究室）

E-mail:matubara@soc.meijigakuin.ac.jp

平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究）
『児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査（事例調査）』
事例調査票記入要領

1．研究の主旨

児童相談所が対応した被虐待児童に関する実相談件数は、平成2年度が1,101件だったのに対し、平成8年度には4,102件と、6年間で3.7倍に激増しており、その対応には多大の時間とエネルギーが費やされています。厚生省においては、児童虐待ケースマネジメントモデル事業や子ども虐待防止の手引きの作成（平成8年度）、児童虐待に関する児童福祉法の運用改善通知の発出（平成9年度）、児童福祉法改正による児童虐待等処遇困難事例への対応の強化（平成10年度から）など効果的な援助に向けての取り組みが進められてきています。しかしながら、児童相談所における児童虐待の取り組みに関しては、必ずしも十分な実状、実態の把握が行われているとは言えず、このことが具体的な対策の検討を困難にしている一因であると考えられます。

そこで、本研究班は、このような背景に基づき、厚生省から補助を受け、『児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究－専門職員及び関係機関の関わり分析』に関する調査を2か年かけて実施し、児童相談所における被虐待児童に対する効果的な援助のあり方について考察することを目的にしています。

今年度は、平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行った事例を対象に、児童虐待に対する児童相談所内の各種専門職員のチームワーク体制及び関係機関とのネットワークの形成の現状や課題について、個別の被虐待児童の援助の展開に着目して把握することによって、児童虐待への効果的な処遇システムや、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を提供することを目的に調査を実施したいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、以上の主旨をお汲み取りいただき、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、調査結果につきましては、統計的に分析、処理いたしますので、ご協力いただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことは致しません。

2．調査の対象

全国の児童相談所が平成9年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例すべてを対象とします。

3．調査票記入の方法

児相番号・・・児童相談所番号はあらかじめ記入してありますので、その右側に各児童相談所で平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行った事例についての通し番号をご記入下さい。

平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度内に一時保護が数回行われた場合には、直近の一時保護時でご記入下さい。

大変申し訳ありませんが、調査票が足りなくなった場合は、コピーしてお使い下さい。

調査の内容は以上の通りです。お忙しいところお手を煩わせて誠に申し訳ございませんが、本調査の主旨をお汲み取りいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。